

平成29年度 第3回東久留米市立図書館協議会 概要録

日時 平成30年2月14日(水) 午後2時00分～3時30分
場所 東久留米市立中央図書館 視聴覚ホール
出席 (以下敬称略)
図書館協議会委員：鈴木増雄（委員長、会議途中から出席）、
古矢美雪（副委員長）、菅沼法子、吉川久美子、池口頌夫、
大矢由紀子、大木一恵、荻田寿子、吉田利宏
市：岡野図書館長
欠席 図書館協議会委員：山浦桂子
傍聴人 2人

1. 開会

(委員の半数を超える9名の出席があったため、東久留米市立図書館協議会運営規則
第4条第2項の規定により会議は成立)

(委員長途中参加のため副委員長が進行)

副委員長 それでは、お手元の資料の確認をお願いします。

(資料の確認)

- 1 東久留米市立図書館資料収集方針（案）
- 2 東久留米市立図書館資料収集方針（ミエケン／現行）
- 3 東久留米市立図書館資料収集方針（ミエケン／第2回配布資料）
- 4 東久留米市立図書館資料除籍基準（案）
- 5 東久留米市立図書館マンガ（コミック）の取扱いについて（案）
- 6 東久留米市立図書館資料提供の制限について（案）

(参考資料)

- 1 東久留米市立図書館資料選定基準（素案）
- 2 東久留米市立図書館資料別選定基準（現行）
- 3 名古屋市図書館館則施行要綱
- 4 日経新聞記事（「本が帰ってこない」悩む公立図書館）
- 5 図書館資料の収集・提供の原則について（確認）（公益社団法人 日本図書館協会）

図書館長 資料1～6、参考資料1，2につきましては、事前に配布させていただいた資料になります。参考資料3～5につきましては、委員より本日の会議の参考資料として配布の申し出があった資料になります。

本日は、前回に引き続きまして、資料収集方針及び選定基準について、皆様の意見を伺いたいと思います。

2. 協議事項

① 収集方針及び選定基準（素案）について

図書館長 事前に資料を送付しているため、各資料の説明は省略し、委員のご意見を伺いたいと考えています。

資料1については前回の議論を踏まえて修正を行っています。「図書館の自由に関する宣言」（以下、自由宣言という。）を尊重する旨の記載を戻しました。また、「すべての図書館資料は原則として市民の自由な利用に供する」という記載を加えています。その他、前回ご指摘された部分を整理したものが、今回提案する案になります。この収集方針については本日議論の上、了承いただきたいと考えています。

参考資料1、選定基準の素案については、本日は骨子のみお示しします。全ての資料に係る全体的な留意事項を（1）～（6）にまとめています。また、分類別や館別に収集方針や基準を定める際の「収集の程度を表す表現」を定めました。資料の種類についても、実用書・教養書・学術書の扱いが分野によって違ってきますので、ここに示した定義で選書基準を定めたいと思っています。中身については、今後現行の基準を精査し、時代に合わせた基準を作っていこうと考えていますので、本日は細かな部分まではお示しできません。

なお、4ページの7. 視聴覚資料と8. マンガは、大きく変更しているためご議論いただきたいと考えています。

まず、視聴覚資料についてですが、視聴覚資料は図書館法にも収集対象として記載されており、中央図書館開館以来収集しています。ただ、提供するメディアの変化や、映像資料を今後どのように扱っていくかということ等、館内でも議論が続いています。例えば、ハンディキャップ資料は、視覚で認知することが難しい方にとっては有効である面もありますが、「何を集めていくべきか」ということを少し限定して考えようというのが、今回踏み込んだ部分になります。音声資料については、「音楽」「落語・文芸資料」「外国語資料」等を現在も収集していますが、映像資料については、実際にはここ数年間は収集をやめています。それは、メディアの変化や、映画の配信サービスの普及により、従前の資料収集を見合わせているということです。映像資料については「ハンディキャップサービスに資する資料」「東久留米市に関する地域資料」にほぼ限定していったらどうかと考えています。その他、表現方法として映像であるべき資

料も収集対象として考えていますが、基本的には写真や文字による資料が中心になると考えます。

また、マンガに関する取扱いは、本として扱うものや、コミックとして扱って貸出は行わずに館内閲覧に限定するものがありますが、その扱いを選定基準の中に入れ込んでいます。

本日はこの収集方針の案と選定基準の骨子について、委員の皆様からご意見を伺いたいと考えています。

(ここから委員長出席)

委員 最初の収集方針案について、基本方針の2に「障害・年齢・言語等にかかわらず多様な人々に対応したさまざまな形態の資料を収集・提供する」とありますが、ここに「人種」は盛り込まなくても良いのでしょうか。「人種」というのは大きな要素として「自由宣言」にも取り上げているわけですから、「人種にかかわらず」という表現を入れた方が良いのではないのでしょうか。

図書館長 ここは私たちも苦労したところになります。ユニバーサルデザインが、高齢者や障害がある方、言語に違いのある方等、「誰でも使えるようなデザインにすれば、誰に対しても役に立つ」という考え方でやっていきたいと思っています。資料の収集や提供をする際に、例えば視覚に障害のある方、知的に障害のある方、高齢の方、小さいお子さん、日本語以外の言語の方、そういった利用者の特性に関わらず皆さんにご利用いただけるよう、さまざまな形態の資料を用意していきたいという考えを示したものになります。そのユニバーサルデザインの定義から、この表現を使用しています。

委員のおっしゃるとおり、人種や人権の問題というのも重要な問題ではありますが、今回は資料の収集についての基準ですので、人種に関する何かが収集の障害になっているわけではありませんので、盛り込むのは難しいのではと考えています。

委員長 館長が言われたとおり、拡大解釈すれば色々なものを含んでいると思います。

図書館長 「等」という部分や、後段の「さまざまな形態の資料」というところで、色々な方に対して色々なものを用意していくという図書館の考え方を示したものになります。

委員 委員がおっしゃる価値観については賛同できると思いますが、ここでは「人種」という文言を盛り込んだ場合、「人種に対応したさまざまな形態の資料の収集」という文章になってしまいます。そうすると「人種に対応したさまざまな形態の資料とは何か」ということになってしまいます。「偏見のないように資料の収集を進める」という解釈もできますが、そうすると、「ユニバーサルデザイン」という枠の中には入らなくなってしまい、もっと大きい話になってくるかと思っています。結論としては、「人種」という表現を入れてしまうと、何を言っている

のかわかりづらくなってしまいます。

委員長 収集方針という枠を超えた、もっと基本的な考え方に関することですので、議論をする必要が出てくるかも知れませんが、今回はどうなのでしょう。

図書館長 ユニバーサルデザインの定義の中に「人種」という表現は含まれています。ただ、委員のご発言の、「さまざまな形態の資料を収集・提供する」という文脈からすると、人種の解釈も難しいところがありますが、例えば日本でも少数民族の方に対して特別な資料の収集・提供をするということではないだろうと考えて、ここの表現から「人種」という表現を抜いているということになります。ただ、ユニバーサルデザイン自体は、社会全体に対するあり方ですので、委員のご発言のとおり、趣旨としては「人種にかかわらず」という考え方は入ってきますが、それは基本方針の冒頭「基本的人権としての市民の知る自由を保障し」という部分に掛かってくることだと思います。

委員 これからの日本がどう変わるのか、社会がどう変わるのか、外国人の介護士、ヘルパーの方等が増えている中で、みんなはどう対応していったら良いか。将来への配慮という意味でも、この文言は入れておかないと、と思います。

図書館長 もう一度、見直してみたいと思います。

委員長 今日決定する必要はあるのでしょうか。

図書館長 協議会が決定する事項ではないので、今日色々な意見を伺った上で、それをブラッシュアップして、最終的には図書館の方針として決めるということになります。市としては、これは要綱等ではないので、図書館長が決めて良いものだと思います。

委員長 では、今挙がった委員の意見を踏まえた上で、最終的には図書館長にお任せするということになりますね。それでよろしいでしょうか。

図書館長 皆様の趣旨を踏まえるということということで、承りました。

委員のご発言にあるように、社会が変わってきており、学校等でも日本語を母語としないお子さんとが目立つようになってきたという現実もあり、図書館でも色々な言語を使われている方がいらっしゃいます。

委員 変わってきているというより、変えなければならぬものだと思います。

図書館長 人種というのが何を表すかはわかりませんが、例えば宗教や生活習慣が多様にあって、それに合わせた運営方法が迫られるということは、おそらく今後あると思います。ただ、収集方針の中では、「どなたにも色々な形態の資料を提供しよう」という考えを示している文脈になりますので、委員のご意見の趣旨は踏まえながらも、趣旨が曖昧にならないようにしていきたいと思います。

委員長 他にはございますか。

委員 収集方法についての要望になるのですが、学校図書館は保管する場所や予算が限られています。年鑑や白書や参考図書、外国語の辞典類等も各国の言葉を揃

えると場所も予算も足りなくなっていて、学校図書館では収集が難しいです。そういう時に、公立図書館では「選定基準（素案）収集についての表現」で言うところの「選択して収集」かつ「積極的に収集」をしていただくと助かります。

また、先程の人種の件に関連した話になりますが、学校でも1学年に何人かは外国人の生徒がいます。日本語に不自由しない生徒が大多数ですが、どちらにせよ今後は学校としても図書関係を始め、色々と考えなければならないと思います。実際に定時制の方では、中国人の生徒が在籍していた際に、その方は日本語が話せなかったので、先生方が中国語のテキストや辞書を探しに来たということです。どうしても学校図書館では対応しきれず、公立図書館の力を借りないといけないこともありますので、その辺は積極的に収集していただくとありがたいと思います。

また、1つ質問があります。選定基準（素案）の7. 視聴覚資料とは別の話になるかも知れませんが、例えば分類表の7類のスポーツや芸術の方に入ると思うのですが、図書についているDVDの資料がありますが、これは貸出をしているのでしょうか。

図書館長 映像資料は、許諾があるものでないと図書館は提供できないので、ものによって違います。本についているCDやDVDは、動かないもの（写真等）であれば良いのですが、映像資料の場合は許諾が必要になりますので、それぞれの版元に確認しています。貸出の許諾が得られない場合、館内に閲覧できる設備がないため、それらを見ることはできないということになります。貸出の許諾が得られた場合は貸出可能になります。

委員 学校図書館も同様で、なるべくDVD付きの資料は買わないようにしています。例えば、体幹トレーニングの本とかは、動画で確認できるDVDがなければ意味がないので、貸出を行う際も「DVDがないけど構わないか」という意味のない貸出になってしまいます。図書館でも例えばフィットネスだったりDVDがなければ意味のない資料についても収集はされますか。

図書館長 先程の視聴覚資料や多言語についてもそうなのですが、メディアが変わってきており、例えば料理本では、動画を見る方が増えていると思います。そういう意味では、図書館の資料提供はどんどん変わってくると思います。料理本が少なくなっているというのは、わざわざ図書館まで借りに来なくても、自身がインターネットで簡単に調べられるといった背景もあると思います。私たちが現時点で考えているのは、映像で見せた方が理解の早いものもありますが、図書館の出番ではないというものまで何でも集める、ということはないでおこうと考えています。映像資料の収集をこのように限定していこうと考えたのは、まず東久留米市に関する地域資料は絶対にここにしかないのが必要があればデジタル化する等、ちゃんと保存していく必要があります。また、映画も最近は

安いコストで配信されるようなサービスも一般的になっていますので、図書館が高い補償金を払って、高い人件費を使ってまで映画の貸出をすることが適切かどうかということは、判断する必要があるだろうというスタンスで考えています。この点は、皆様のニーズや時代の変化によって変わっていくものだと思いますが、実際に今回かなり多くのビデオテープを除籍にしました。というのも、ビデオデッキ自体がすでに無くなっているからです。今後映像資料が全く要らないというわけではないと思いますが、これまでのように子ども向けのアニメーションや映画を買っていくこと等は今後議論すべきことだと思います。

音楽についても同様で、昔は皆さんも CD を買っていたかと思いますが今は配信・ダウンロードが増えています。20年前は各館で流行の CD を買いましたが、今はそのような CD より、活字の読書が厳しい方向けの物語を朗読した CD や、語学のための資料等を音声資料として提供していったら良いのではないかと考えています。

副委員長 基本方針の2に戻ってしまうのですが、「障害」の「害」の標記の仕方について、「自由宣言」の標記に合わせてということであればやむを得ないと思いますが、今学校教育の方では障害のある方々に対する人権的なことはよく考えながら教育を行うようにしておりまして、障害自体を「多様性」という考え方に則り、「個性である」と捉えた場合に、「害」という漢字を使わずに、ひらがなで「がい」という標記をするように指導していくような流れになりつつありますので、もしよろしければその点を踏まえていただければと思います。

委員 その点について、法制的な説明をいたしますと、自治体の例規は公文書の書き方に従っています。公文書の書き方自体がまだ「害」を使っています。その他に「子供」の「供」についても、どうするかという議論がありますが、個別の文書については、原則として外すということになっています。おそらく、教育の現場においてはそういう決定がなされているんだと思います。今回の文書はどうなるかわかりませんが、告示される可能性も考えられます。そうすると、例規上は「害」を使わざるを得ないところがあるだろうと思います。また、東久留米市は例規についての基準の整備が遅れていまして、原則もオープンになっていないですし、例外的な使い方についての議論もされていないところがありますので、告示したときに通るかどうか、という問題はあると思います。

委員 今、新聞等のメディアではひらがなで書いていたりしますね。そういう記載が多くなっていると思います。後から付いていくのではなく、東久留米市でも議論していただいて、と思います。

図書館長 この点は難しい問題だと思っています。現在、「ハンディキャップサービス」として行っている事業は、昔は「障害者サービス」と呼んでいました。ただ、「ハンディキャップサービス」という呼び方もあまり適切ではない」という意見もあ

ります。

「ハンディキャップサービス」に呼び方を変えた理由は、図書館としては「利用に障害がある方」という考え方で使っていた「障害」という表現を、「身体に障害がある障害者」と思われてしまうことを避けるために、「ハンディキャップ」に表現を改めています。それでもなお正確ではないということで、苦慮しています。

この基本方針の「障害」という表現も、例えば「身体障害」や「知的障害」等を連想されてしまうかも知れないことを考えると、使い方は難しいと思いますが、実際は先程から申し上げているとおり「図書館の利用に対して障害のある」という趣旨で書いています。

委員長 漢字を一部ひらがなに変えること自体は、法律に違反しないのではないのですか。

委員 組織として意思を示せば問題ないと思います。教育委員会としてとか、条例や規則でそういった意思を示せば良いと思います。

委員長 他はよろしいでしょうか。

委員 マンガの取扱いについて伺います。

手塚治虫さんの作品で『陽だまりの樹』というマンガがあるのですが、このマンガは日本の医学の発展について、明治維新の時期に蘭学と漢学が入り乱れて今の西洋医学になる真髄のところをマンガにしています。こういった作品が他にも沢山あります。他には『ナニワ金融道』というマンガがありますが、これは証券界を理解するには、どんな教養書より理解が早いと思います。こういった本は、収集の対象にはなるのでしょうか。

今、「マンガで育った世代」は皆もう大人になっていますが、自分の人生を決定するのに非常に参考にしていることも多いです。

委員 市ゆかりの作家に関する資料は収集の対象ですので、買っていただけたと思います。

委員 マンガの中にも、教養書とか実用書とかに相当する価値のあるマンガも沢山あります。そういうものはどういう風にジャンル分けをしていくのですか。コミックではないですね。

図書館長 マンガの説明をさせていただきます。

まず、参考資料1の選定基準の案をご覧ください。4ページの8. マンガの項目があります。マンガについては前年度から議論を重ねてきています。「マンガであるという理由だけで収集の対象から排除しない」ということで、別途明記しています。しかし、マンガを他の図書と同じように何でも揃えるのは無理だろうということも、協議会の皆様のご意見だったかと思います。ある程度選択して買っていくということと、その中には「マンガというものが表現手段と

して日本の文化の1つである」という考え方があるのではないかと考えています。選書基準のうち、「(1) ストーリーマンガ」になると思いますが、少年誌から大人のマンガまでストーリーマンガは沢山あり、良いと考える価値基準も十人十色どころではありません。収集しないということはありませんが、草の根を分けてでも提供する、とまでは考えていません。

次に、選定基準の「(2) 学習マンガ」です。現在でも、学習マンガはいくつか入っています。学習マンガというのは、先程申し上げたコミックとは別に、子どもたちの学習を助ける児童図書の1つとして扱う、ということを決めました。

選定基準の(3)に一般図書として扱うものを記載しています。

1点目として、『ナニワ金融道』がそこに入るかわかりませんが、マンガを使った実用書もありますので、『マンガで学ぶ〇〇』というようなものは文化としてのマンガではなく、実用書として普通の図書と同じに扱うと決めました。

2点目として、マンガとイラストレーションや絵画の境界線は曖昧ではありますが、アートとして価値が定まっているものはアートブックとして蔵書の中にあります。例えば、長新太という著名な絵本作家がいるのですが、彼が書いた4コママンガはマンガではありますが、アートブックとして図書館の資料として入っています。他には、C.M.シュルツの『スヌーピー ピーナッツ・ブックス』等、種々あります。

3点目に、コミックエッセイというものがあります。例えば、育児コミックと言われているもので、既に図書館の資料の中に入っているものもあります。「マンガは収集しない」と言っているにも関わらず、これらのコミックエッセイが置いてある現状であるため、それらは本に準じるものとして扱うようにしました。

いわゆるコミックと呼ばれるものと、表現の手段としてマンガを使って何かを分かりやすく説明したものは違うものである、と定義づけをしています。その観点で言えば、先程委員が紹介した『陽だまりの樹』は、ストーリーマンガの中に入るとお思いますので、教養書・実用書としての選書は難しいと思っています。受入数は限られていますので、マンガの世界を知ってもらえるような作品で、子どもたちの成長にも寄与するもの、世代を超えて皆で楽しんでもらえるものを収集したいと思っています。

委員 マンガについて、道具として捉えているという考え方が強いように感じます。マンガの中にも、芸術的な作品として一般書籍や児童書よりも水準の高い作品も沢山あります。それらは積極的に選定していただきたいと思います。例えば、『ドラえもん』はどこに入るのでしょうか。

図書館長 『ドラえもん』はコミックです。

- 委員 絵本ではないですか。
- 図書館長 『ドラえもん』は所蔵していますが、絵本ではなくコミックです。
- 委員 『ドラえもん』は何十か国で高い評価を受けており、子どもの想像力の成長に欠かせない、世界の教材になっているほどの本です。最近、日本の政府はバックアップしていますが、遅かったと思います。
- 私は「エヴァンゲリオン」という作品の制作に携わりましたが、あの作品は14歳の少年の母親との悩み・葛藤を主題に作っていますが、今や全年齢層が見ています。こういったものを、あまり道具として捉えるのではなく、確かに映像や本も道具である面は強いけれども、ジャンルという基準を超えた選定をしていただきたいと思います。コミックという枠に入るものではないと思います。
- 図書館長 いわゆる、ストーリーのあるマンガをコミックとして定義をしましたので、学習マンガとは違うものとして扱います、ということになります。
- 委員 アニメーションはどうなりますか。
- 図書館長 アニメーションは映像の扱いになります。アニメーションをプリントした絵本もありますが、東久留米市では「ディズニーは映像で見るべきもの」という考えから、これらの絵本は基本的に収集していません。これはジブリ作品も同じです。ジブリのDVDは持っていますが、ジブリ絵本のようなものは限られたものしか持っていません。「表現手段として適切である」と判断したものを入れています。
- 委員 子どもたちは、例えば学者のマンガを見て学者を目指したり、既に育っています。それくらいの影響力があるものですから、コミックという扱いでもいいですから、選んでいただきたいと思います。
- 図書館長 学習マンガや、手段としてマンガ表現を用いているものではないものを「ストーリーマンガ」と定義していますが、これらのマンガをどう扱うか、ということ資料5のような形で決めていこうと考えています。昨年度からマンガを買って、マンガ部屋を開いていますが、図書館の職員でも良いと思う作品が違います。おそらく、マンガ部屋に来た利用者の方も評価が分かれると思います。そうすると、図書館がとるべき態度は何かというと、「悪くないものを取り揃える」ということになるかと思います。
- 『ドラえもん』も全巻揃えるわけではなく、5冊か10冊か置いて、「ドラえもんはこういうマンガなのか」ということを知っていただこうと考えています。網羅的に揃えないかわりに、その時代ごとに良いと思われるものを、皆さんの要望を聞きながら集合知のような形で判断していければと思っています。
- 委員 ここまで基準を整えていただいて感謝しております。ただ、この基準は「今の段階での基準」であり、将来的にはもっと発展していくと思いますので、例え

ば「研究する」等の文言をいただければと思います。

委員 いずれにしろ、市立図書館で何でもかんでもというのは、場所も取られますので難しいかと思います。マンガ専門の図書館もありますので、市にないものはそちらで、ということでも良いかと思います。

委員 沢山買ってくれというわけではないので、価値のあるものを選んでもらえればと思います。

図書館長 難しいのは、マンガの価値は人によって全く異なり、教養のある方に意見を伺っても価値はなかなか一致しないことです。その点が、絵本や児童文学とは異なる部分だと思います。特にマンガについては、子どもから学ぶことも大きいと思います。マンガの部屋を始めた時に、一番要望が多かったのが『暗殺教室』というマンガで、当時はそれがすごく流行っていたのですが、結果として私たちはそのマンガを選びませんでした。既に連載が終わって、最近ではある程度評価が定まっていますが、それほど悪くないものでした。私たちの予断で「これは流行っているだけで、良いマンガではない」と考えてしまうのは正しい態度ではありません。子どもたちの要望が多いものは、よく検討しても良いのだと思います。

マンガ自体は、置き場所も少なく、傷みも早いので、入れ替えていくことになると思います。委員のおっしゃるような文化的に評価の定まった「これは良い」という作品もあるかと思いますが、それらはいずれアートブック等の別の形で入ってくることもあるかと思います。

委員 マンガというのは活字本と違い、むしろ音楽に近いものだと考えています。読み手の感性に直接訴えかけるものですので、流行り廃りがあります。それでも、音楽ではベートーベンが残っていくように、そういうものは排除せずに残していただきたいと思います。

図書館長 ベートーベンと流行りのポップスのバランスを取るのが公共図書館としては難しいところで、今の時代にみんなが良いと思うものを揃えないと古色蒼然としてしまいますので、基本は押さえながらも、先程の『暗殺教室』のような新しいもの、皆さんが支持しているものについて、色眼鏡を掛けずに選定していくことが重要だと思います。収集方針の最後に「この方針は、社会的合意が得られるように広く公開し、必要に応じて見直しを行う」としていますので、皆さんのご意見やニーズを取り入れながらやっていこうと思います。

委員長 他に何かありますでしょうか。

委員 前回の協議会で、私と委員で「自由宣言」についてお話をさせていただきました。その内容は主に2点で、1つ目は「宣言に従う」という趣旨の文言が消えてしまったこと、2つ目は資料提供の制限に関する記載についてこれだと不十分ではないか、ということを上申したと思います。今回変わった部分は「宣

言を尊重する」ということで、表現を変えた上で入れた、ということになっています。特に、根幹部分の貸出規制のところは、委員の皆様方も危惧されていたところですので、別紙に記載し、明らかにしたということだと思います。ただ、2つ目の点がまだ解消されていないと思ひまして、例えば『絶歌』の取扱いを巡る問題が数年前にありました。今回別紙に書き出した提供の制限は、「自由宣言」を写したものだと思ひますが、数年前の時点で自由宣言の記載では不十分だと言われていたため、図書館協会として追加するコメントを出して、それに従ったらどうかという進言をした経緯もあります。それにも関わらず、今回の提供の制限に関する記載は自由宣言の内容の写しになっています。そもそも、現在の自由宣言は1976年の「ピノキオ事件」、名古屋市立図書館が「ピノキオ」や「ちびくろサンボ」が差別的であるとして自制したことを受けて改訂した、40年前の基準です。

ですので、もう少し細かく書くか、内部的に手続きを定めておく等のことをしないと、『絶歌』と同じような事件が起こった際に、中央図書館がまた右往左往するのではないかということ懸念しています。また、提供の制限を切り出したことにより、古い基準で曖昧であることが目立ってしまうことを危惧しています。当時の名古屋図書館がどのように対応したかという、資料でお配りしたとおり、第2条第2項で詳しく定めることによって、利用者に対して「どうして提供制限を行ったか」ということを説明しています。また、資料はお配りしていませんが、どのように提供制限を行う図書を決めるかという会議を設けています。今回の案は、形の上では切り出して書いていますが、これだと結局混乱を招きかねないのではないかと思いますので、表に出すか出さないかは別にして、図書館の中でももう少し詳しく議論していただいて、基準等を定めていただいた方が良くと思います。

図書館長 先程も申し上げたとおり、前回の会議の中で、前回ご提案した収集方針が「図書館員側の視点で書かれている」とご指摘いただいた点については、そのとおりであると思ひました。

ただ、収集方針の冒頭で基本方針として「利用者に提供するために、資料の収集を行う」ということを謳っているもので、そういう意味では姿勢は明確なのかと思ひます。「制限を行わない」ということが大原則ではありますが、「万が一制限を行う場合にどのように行うのか」ということは委員のご指摘のとおり決めておかなければならないことですし、その判断が恣意的にならないように手続き等も決めておく必要があるかと思ひます。今回お配りしている基準等は、全てを公開するわけではなく内規として定めるものもありますが、もう少し丁寧直したいと思ひます。

委員 なぜこの点を気にしているかと言いますと、現館長は図書のスペシャリストで

ありますが、今後は事務方の職員が館長を務めることになるかと思えます。これらの基準を事務方が読んだ時の解釈は、館長の考える今の伸びやかな図書館とは違ってくると思えます。ですので、館長がいる間に、今の館長の思いを手続き等に盛り込むか、少なくともこの協議会の記録として残しておく必要はあるのかなと思えます。

委員長 今日これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。
一同 ありがとうございました。

—以上—